日調連発第１８４号
平成２３年８月２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（通知）

今般、標記制度が、本年８月１日から群馬県前橋市で実施される旨、群馬土地家屋調査士会長から連絡がありましたので、参考のため通知します。

群調発第１９８号
平成23年7月27日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹　内　八十二　様

群馬土地家屋調査士会
会長　渡　辺　　元(印省略)

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（通知）

平素は、当会の会務運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が下記要領にて、本年８月１日から群馬県前橋市で実施される旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、関東ブロック協議会長には、ブロック管内各単位会に対し、ご通知いただけるよう同様の文書を通知済みでありますことを申し添えます。

記

登録型本人通知制度

１　概　　要

本制度は、事前に登録をすることにより登録者の住民票や戸籍謄抄本などが本人の代理人や第三者に交付された場合に、その交付の事実を登録者あてに通知するものです。

２　実施時期

平成２３年８月１日から

３　通知の対象となる証明書

住民票(除票を含む)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍(除籍含む)謄抄本

４　対象とする交付請求の種別

代理人請求、第三者請求、特定事務受任者請求

（職務上請求書使用の場合も、原則通知対象となる。戸籍法第10条の２第４項３号に定める業務の請求により交付したときには通知対象にはなりません。）

５　通知する内容

①証明書の交付年月日

②交付した証明書の種類及び通数

③交付請求者の種別（代理人・第三者）